

選挙運動費用収支報告書作成要領

第1 作成にあたって

1 公開の趣旨

「選挙運動費用収支報告書」は、候補者の選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を公開することによって、選挙の公正を確保しようとする趣旨のものであります。

2 提出書類

- (1) 選挙運動費用収支報告書【様式1～8。ただし、該当のなかった様式は除く】
- (2) 支出を証する領収書の写し
- (3) 金融機関への振込みがあった場合は、振込明細書の写し

3 提出者

提出義務がある者は、出納責任者です。

4 提出部数

2部（1部は受付印を押して返却します。）

5 提出期限

- (1) 第1回分 選挙の期日から15日以内（その日までに収支のあったものを記載してください）
- (2) 第2回分 上記報告書提出後収支のあったときは、その日から7日以内

出納責任者は、この報告書の提出を怠ったり、これに虚偽の記載をしたときは、公職選挙法第246条の規定により処罰されますので、必ず期限内に提出してください。

第2 記載要領

報告書に、会計帳簿（出納責任者が必ず備え付け、記載しなければならない「収入簿」と「支出簿」をいう。）に記載されている内容をもとに転記してください。その際には、次の記載事項を参考にしてください。

選挙期日の告示日の前後を問わず、収入や寄附の約束のあった日から記載し、立候補の準備行為に要した費用、選挙運動に要した費用を記載してください。

(ア)「様式1」の用紙

1. 選挙名

該当箇所に☑印をしてください。

2. 公職の候補者

候補者届出書に記載された住所及び氏名（本名）を記載してください。

3. 期間

収支の期間には、報告書の「収入の部」及び「支出の部」に記載する収入及び支出のうち、最初に収支のあった日及び最後に収支のあった日を記載してください。

なお、第2回分以降の報告書は、第1回目と同一の開始日を記載してください。

(イ)「様式2」の用紙

4. 収入の部

(1) 選挙運動に関するすべての収入について、会計帳簿の「収入簿」の内容を月日順に転記してください。

ただし、公費負担された選挙運動用通常はがきの郵送料及び選挙運動用自動車の使用は記載する必要はありません。

(選挙運動用自動車の無償貸与や運転業務の労務の無償提供は記載する必要があります。)

また、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用で公費負担された金額も、収入として計上する必要はありません。

収入は、「寄附」と「その他の収入」とに区分されます。

① 寄附

労務の無償提供、自動車、拡声機又は選挙事務所の無償提供等も含まれます。

② その他の収入

候補者の自己資金及び借入金等のうち選挙運動費用に充てられたものや、自己保有の物品等をいいます。

なお、無償提供や自己保有の物品等を使用した場合は、支出の部にも記載が必要です。

(2) 1件10,000円を超える収入については、各件ごとに転記が必要です。1件10,000円以下の収入については、その種別（寄附金とその他の収入）ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。

なお、1件10,000円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。

(3) 「月日」の欄

寄附、その他の収入のあった日を記載してください。寄附の約束（相互に合意が成立すること。）の場合には、その約束のあった日を記載してください。例えば、立候補の届出日において、選挙運動期間中労務を無償提供する約束があれば、その約束のあった日に全期間に相当する金額の寄附があったものとして、立候補届出日を記載し、また、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合は、その約束のあった日にその日数に相当する寄附があったものとしてその約束の日を記載することになります。

(4) 「金額又は見積額」の欄

金銭の収入の場合はその金額を、金銭以外の収入（労務の無償提供等）については、それを時価（その時期及び場所等における価格）で見積もった額を記載してください。

(5) 「種別」の欄

「寄附」又は「その他の収入」の別を記載してください。

(6) 「寄附をした者」の欄

10,000円を超える寄附については、必ず1件ごとに住所、氏名、職業（法人は主たる事務所に所在地、団体名、政治団体の場合はその旨）を記載してください。その他の収入については、記載する必要はありません。企業等の団体（政治団体を除く。）からは、寄附を受けることはできません。

(7) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄

金銭以外の収入を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載してください。

(8) 「備考」の欄

寄附の約束の場合、その約束の日が「月日」欄に記載されますので、その旨並びにその履行年月日を記載してください。また、種別及び収入日ごとに合計された、1件10,000円以下の収入については、その内訳（金額と件数）を記載してください。

(9) 「この頁の計」「寄附合計」及び「その他の収入合計」の欄

この頁の「金額又は見積額」の合計を記載し、その右欄に「寄附」又は「その他の収入」に分けて内訳を記載してください。

(ウ)「様式3」の用紙

(1) 「今回計」、「前回計」及び「総額」の欄

第1回分の報告書については、寄附及びその他の収入の区分別に合計し、今回計欄及び総額欄に記載してください。
第2回分以降については、その報告分の合計を今回計欄に、前回までの報告分の総額を前回計欄に、今回計と前回計の合計を総額欄に記載してください。

(2) 「参考」の欄

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担相当額があれば記載してください。

(供託物が没収された場合は公費負担はありません。)

なお、選挙運動用自動車の使用、運転手の雇用及び燃料の供給に係る公費負担相当額については、記載する必要はありません。

(エ)「様式4、5」の用紙

5. 支出の部

(1) 立候補又は選挙運動の準備に要した費用等、選挙運動そのものでないものでも、選挙に関するものであれば「選挙運動に関する支出」としてすべて計上しなければなりません。

また、実質的に支出していない労務の無償提供、選挙事務所の無償提供等についても、収入と同時に支出にも計上しなければなりません。

(2) 支出費目

各費目とも、支出があれば、まず様式4に記載し、行が足りなくなったら続けて様式5に記載してください。

全ての用紙で、「この頁の計」と区分ごとの計を記載し、様式4については、様式5も含めた費目ごとの合計も記載してください。

支出は、次の10費目に分類して記載し、費目内の順序は、月日順に記載してください。

① 人件費 選挙運動のために、選挙管理委員会に届け出て使用した事務員・車上等運動員・手話通訳者・要約筆者（事前に選管への届出が必要）及び労務者に対する報酬をいいます。

なお、これらの者に対して実費弁償として支給した交通費、食糧費等は、それぞれ「交通費」、「食料費等」に含まれ、人件費には含まれません。

- ② 家屋費 選挙事務所費と集会会場費とに分けられます。
- a 選挙事務所費 事務所自体と机、椅子等の備品借上料及び電話架設費用等をいいます。
なお、臨時電話を架設したときの保証金（期間終了後に全額返金される場合）は含まれません。
また、候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合は、支出として記載する必要はありません。
- b 集会会場費 個人演説会場の使用料をいいます（備品の借上料を含む）。
公営施設を無料で使用した場合は、記載する必要はありません。
公営施設以外の民間施設の無償提供の場合は、使用料を時価で見積もった額で記載してください。
- ③ 通信費 電話の借上料及び通話料、事務連絡用の郵便料及び電報料等をいいます。
なお、選挙運動用通常はがきの郵送料は無料となりますので、記載する必要はありません。
- ④ 交通費 車の借上料及びタクシー代等の費用並びに選挙運動従事者及び労働者に支払った車賃、鉄道賃などの実費弁償等をいいます。ただし、候補者に要した費用及び法定の選挙運動用自動車を使用するために要した支出（借入れ、燃料、運転手の雇用）は、選挙運動のための支出とみなされないので、記載する必要はありません。
- ⑤ 印刷費 選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、選挙運動用通常はがき及び選挙公報原稿の作成費等をいいます。
選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用は、一定限度額の範囲内で公費負担されますが、公費負担分も含めて全額を記載しなければなりません。
- ⑥ 広告費 選挙事務所、選挙運動用自動車等に用いた立札、看板、ちょうちん及びたすき等の作成費、拡声機の借上料、選挙運動用ビラの新聞折込に要した経費、新聞広告掲載料等をいいます。
なお、立札、看板、拡声機等で自己所有しているものを使用した場合は、作成又は購入時の価格を記載します。
- ⑦ 文具費 紙、筆、鉛筆、墨、その他選挙運動のために使用した文房具の費用をいいます。
- ⑧ 食糧費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代、選挙運動従事者及び労働者に対して提供する法で認められた弁当の調製に要した費用等をいいます。
なお、弁当を提供した場合は、「備考」欄に1食あたりの単価及び提供した食数を記載してください。
- ⑨ 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用をいいます。
- ⑩ 雑費 ①～⑨以外の諸費をいい、電気、ガス、水道代等の光熱水費及び材料費等をいいます。
看板を作成する場合、看板製作業者に請け負わせたときは広告費に入りますが、材料を提供して労働者を雇い作成したときには、労働者に要した支出は人件費、ペンキ代等は文具費、木材、トタン等の材料代は雑費にそれぞれ計上してください。

(3) 「月日」の欄

実際に支出した日を記載しますが、支出の約束の場合にはその約束があった日を記載しなければなりませんので、必ずしも実際に支出した日と一致するとは限りません。

例えば、選挙事務所を借りるにあたり、立候補する以前にその所有者と約束をした場合は、その約束をした日に支出があったものとし、また、選挙運動用ポスターを印刷するにあたり、それを印刷業者に対して発注をした場合は、その発注した日を支出があった日として記載してください。したがって、領収書の日付と一致しなくても差し支えありません。

(4) 「金額又は見積額」の欄

① 金銭の支出

その金額を記載してください。

② 金銭以外の支出

時価に見積った額（無償提供等の場合には、収入の部に記載されている金額と同額）を記載してください。

なお、①と②は同一日であっても別の行に記載してください。

(5) 「区分」の欄

次の区分を記載してください。

① 立候補準備のために支出した費用 (3) の月日が選挙期日の告示日より前のもの

② 選挙運動のために支出した費用 (3) の月日が選挙期日の告示日以後のもの

(6) 「支出の目的」の欄

支出の目的（事務員報酬、ポスター印刷、看板製作費等）を具体的に記載してください。

(7) 「支出を受けた者」の欄

① 個人に対する支出 住所、氏名、職業を記載してください。

② 法人に対する支出 主たる事務所の所在地、団体名を記載してください。

(8) 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄

(4) ②で金銭以外の支出を時価に見積ったときの単価、数量等を具体的に記載してください。

(9) 「備考」の欄

支出の約束をしたものについては、支出年月日及び見積額の明細を記載してください。

また、無償提供や自己保有、選挙運動用ポスター・ビラの印刷費のうち公費負担されずに支払った金額等、特記事項を記載してください。

(オ) 「様式6」の用紙

(1) 「今回計」、「前回計」及び「総額」の欄

第1回分の報告については、立候補準備のための支出と選挙運動のための支出との区分別に合計し、今回計欄及び総額欄に記載してください。第2回分以降については、その報告分の合計を今回計欄に、前回までの報告分の総額を前回計欄に、今回計と前回計の合計を総額欄に記載してください。

(2) 「支出のうち公費負担相当額」の欄

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターに係る公費負担相当額があれば記載してください（供託物が没収された場合は公費負担はありません）。

ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。

なお、選挙運動用自動車の使用、運転手の雇用及び燃料の供給に係る公費負担相当額については、記載する必要はありません。

(3) 「出納責任者」の欄

報告書には真実の記載がなされていることを誓う旨の記載として、出納責任者は住所、氏名を記載し、押印してください。

(カ) 「様式7」の用紙

すべての支出について、必ず領収書の写しを作成し、提出しなければなりません。

（領収書の原本は、出納責任者が会計帳簿と一緒に保管してください。）

領収書の写しは、領収書原本を複写（A4用紙）する方法により作成し、支出費目別、月日順に編成してください。

ただし、電車賃、タクシー代等通常領収書を発行しないもの又は労務等の無償提供等により事実上領収書を徴することができないものについては、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」（様式7）の用紙に月日順に記載してください（この場合でも、様式4又は5への記載が必要です）。金融機関への振込みによる支出については、金融機関が作成した振込明細書の写しも提出してください。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合も含む）は、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」へ記載の必要はありません。

(キ) 「様式8」の用紙

選挙運動費用の収入・支出について、各様式の合計を記載してください。